

長期使用契約 [付帯契約型] (選択約款)

平成 31 年 4 月 1 日実施

島原 G エナジー株式会社

目 次

1. 目的	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 料金	2
7. 契約の変更又は解約	2
8. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額	2
9. 名義の変更	3
10. その他	3
付則	4
1. 実施の期日	4
2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置	4
(別 表)	5

1. 目的

この選択約款は、お客さまの長期間にわたるガスの引取を保証していただくことによって、収支の安定化、費用の削減を図り、当社の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他供給条件は、変更後の選択約款によります。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「主契約」とは、この選択約款に基づき割引額算定の対象となるガス需給契約で、4(1)に定める選択約款に基づく契約をいいます。
- (2) 「長期使用契約」とは、この選択約款に基づきガス需給に関して締結する契約をいいます。
- (3) 「契約年間最低使用量」とは、長期使用契約で定める1年間の最低の使用量をいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては8パーセントといたします。

4. 適用条件

お客さまは、次の全ての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款による契約を申し込むことができます。

- (1) 主契約として空調用A契約第一種、空調用B契約、時間帯別B契約第一種、時間帯別C契約、トータルエネルギーシステム契約第一種に基づくガス需給契約を締結すること。
- (2) 3年間以上継続して、主契約に基づきガスを使用する需要であること。
- (3) 3年以上の期間にわたって、この選択約款に基づくガス需給に関する長期使用契約を締結すること。
- (4) 長期使用契約に定める契約年間最低使用量以上の契約年間使用量にて、主契約に定める需給契約を締結すること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款による契約は、お客さまと当社が協議の上、この選択約款に基づき長期使用契約を締結した時に成立いたします。
- (2) 長期使用契約の締結は、原則として主契約の締結と同時に行うものとします。
- (3) 契約期間は3年間以上の1年間単位の期間とします。
- (4) 契約年間最低使用量は長期使用契約締結と同時に締結される主契約に定める契約年間引取量以上とします。

- (5) 当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その契約期間満了前に解約されたかたが、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (6) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

6. 料金

長期使用契約の割引額は、主契約に基づくその1か月の使用量に別表の料金表に定める長期使用契約割引単価を乗じて算定いたします。

なお、長期使用契約の割引額は小数点以下の端数処理は行いません。

主契約の従量料金は、4(1)に定める主契約によって算定された場合の従量料金から、長期使用契約の割引額を差し引いたものといたします。

7. 契約の変更又は解約

- (1) お客さまがこの選択約款による契約を契約期間満了前に解約しようとする場合は、あらかじめその解約期日を定めて、当社に連絡していただきます。
なお、この場合、お客さまが当社に通知された解約期日に解約されます。
- (2) 主契約が解約される場合、又は長期使用契約期間中に主契約の契約条件が変更される場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの選択約款に基づく長期使用契約を解約することができるものといたします。
- (3) 2によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約できるものといたします。
- (4) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。
- (5) 前項においてお客さまに契約違反があった場合、解約日を含む料金算定期間の主契約の単位料金については、別表の「長期使用契約割引単価」の適用は行いません。

8. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額

契約期間中において生じた契約の解約が、7(1)による場合、7(2)又は(3)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、又は7(4)の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、解約期日までの長期使用契約期間中の長期使用契約の割引額の総額に1.03を乗じた金額を契約中途解約精算額として算定し、これを申し受けます。

なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

9. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

10. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

この選択約款は、平成 31 年 4 月 1 日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、平成 31 年 3 月 31 日まで西部ガス㈱と長期使用契約（以下「旧選択約款」といいます。）を締結していたお客さまで、平成 31 年 4 月 1 日以降、この選択約款（以下「本選択約款」といいます。）が適用されるお客さまについては、本選択約款においても、旧選択約款に係る契約期間を適用いたします。

(別 表)

長期使用契約割引単価 (使用量 1 立方メートルにつき)	0.55円 (消費税等相当額を含みます)
---------------------------------	-------------------------